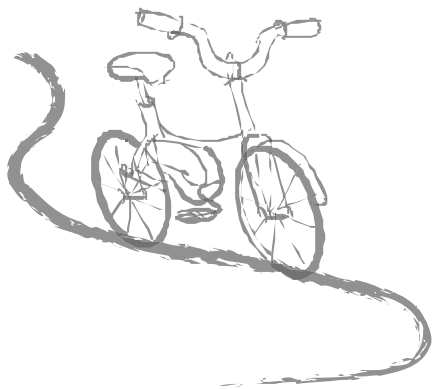

調布市自転車等対策実施計画



平成20年3月

調 布 市

はじめに

自転車は、私たちの日常生活の中で最も身近な乗り物のひとつで、通勤、通学や買い物、レクリエーションなど多目的に利用されており、近年では、その利便性だけではなく、環境にやさしい乗り物として注目されています。調布市においても、駅周辺等が平坦で高低差の少ない地形であることから、比較的自転車が利用しやすい環境にあり、利用者が年々増えている状況です。

しかし、このような自転車の需要の増加に対して、駐車スペースの確保など環境の整備が追いつかず、またルールやマナーが確立されていないことから、駅前広場や商店前の道路上などへの違法駐車が顕在化しています。放置された自転車は、都市の景観を悪化させるだけでなく、歩行者等の通行や緊急車両等の進入の妨げになるといった問題を生んでおります。このため、調布市では、京王線の連続立体交差事業後のまちづくりを視野に入れ、調布市が今後取り組むべき総合的な自転車等対策の基本方針として、平成18年3月に「調布市自転車等対策総合計画」を策定しました。

さらに、今年度は、「調布市自転車等対策総合計画」で示された、各対策の具体化、実現化に向けて重点的に取り組む対策を絞り込み、事業化を図るため、26の計画からなる「調布市自転車等対策実施計画」を策定しました。これらの計画では、早急な対応を要する短期計画をはじめ、中期、長期の事業化スケジュールを定めており、計画の実現に向けて速やかに関係者と協議・調整を行うこと、行政も含めた受益者全員がそれぞれの役割を積極的に果たしていくことなど、自転車に関する課題解決に向け協働して進めていくことを基本的な考え方としています。

このように、今後は「調布市自転車等対策実施計画」に基づき、放置自転車対策・路上駐車対策等を推進し、「安心・安全な交通環境・人が集まる楽しいまち」の実現を目指してまいります。

引き続き、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、この計画を策定するにあたりまして、さまざまな観点から御審議をいただきました調布市自転車等駐車対策協議会委員をはじめ、説明会及びパブリック・コメントにおいて、貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

平成20年3月

調布市長 長友貴樹

目 次

計画の概要	1
1 調布市における自転車利用をとりまく現状	
(1) 減少しない放置自転車	1
(2) 放置自転車による市民生活への影響	1
2 調布市の取組み	
(1) 自転車等対策総合計画の策定	1
(2) 自転車等対策実施計画の策定	3
3 実施計画の位置付け等	
(1) 基本計画(後期)における位置付け	4
(2) 計画期間	4
(3) 計画の対象区域	4
(4) 計画の対象者	4
(5) 計画の基本的な考え方	4
(6) 4つの施策と課題解決に向けた26の計画	5
(7) 計画の事業化スケジュール	6
(8) 早急な対応を要する課題に対しての一体的な取組み	7
計画の実現に向けての4つの施策	8
1 恒久的な駐車施設の設置	
(1) 既存の自転車等駐車施設用地の長期的担保と有効活用	8
計画1 長期賃貸借契約の締結	
計画2 定期借地権の活用	
計画3 土地の購入	
計画4 既存施設の立体化	
(2) オープンスペースへの自転車等駐車施設の設置	12
計画5 生産緑地の活用	
(3) 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置	13
計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討	
2 関係者による自転車等駐車施設の設置推進	
(1) 鉄道事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力	14
計画7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議	
(2) 民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進	16
計画8 補助制度の拡大	
計画9 補助対象施設の制限緩和	
(3) 商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応	18
計画10 施設所有者の附置義務強化	
計画11 附置義務対象施設の拡大	
計画12 商店街による調布市自転車等駐車施設(有料)の借用協議	
計画13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討	
3 施設の運営管理の適正化	20
計画14 市内全施設の有料化	
計画15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入	
計画16 無人式24時間管理システムの導入検討	
計画17 満空情報システムの導入検討	
4 既存対策の改善・再構築	
(1) 放置禁止区域の拡大	26
計画18 駅から半径約200m以内の路地を放置禁止区域に指定	
(2) 撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供	27
計画19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大	
計画20 集中的撤去に向けた保管場所の確保	
計画21 施設利用に関する情報提供	
(3) 撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し	28
計画22 保管料金の見直し	
計画23 返還日/時間帯の見直し	

(4) 利用・駐車マナー啓発.....	2 9
計画 24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布	
(5) レンタサイクルの活用等	3 0
計画 25 台数の拡大	
計画 26 高等学校の学生及び転入者を対象とした利用促進等	
各駅における施策の方向性.....	3 1
(1) 仙川駅.....	3 2
(2) つつじヶ丘駅.....	3 6
(3) 柴崎駅.....	4 0
(4) 国領駅.....	4 4
(5) 布田駅.....	4 8
(6) 調布駅.....	5 1
(7) 西調布駅.....	5 5
(8) 飛田給駅.....	5 9
(9) 京王多摩川駅.....	6 2
計画の実現化に向けて	6 5
(1) 事業化プランの策定.....	6 5
(2) 京王線連続立体交差事業に併せた自転車等駐車施設設置への取組み.....	6 5
(3) 調布市による計画推進の先導と関係者の緊密な連携・協議，協働	6 5

計画の概要

1 調布市における自転車利用をとりまく現状

(1) 減少しない放置自転車

現在，市内には民営も含めて 45 箇所・計 24,800 台収容の自転車等駐車施設があります。

しかし，平成 17 年の「路上駐車台数調査」及び「自転車等駐車場利用台数調査」によると，市内の放置自転車台数はピーク時に約 3,900 台となっています。

その一方で，市内の自転車等駐車施設はピーク時にはほぼ満車となっており，現状のままでは放置自転車を減少させることが困難と言えます。

(2) 放置自転車による市民生活への影響

放置自転車は，歩行者等の通行の妨げとなるばかりでなく，緊急車両等のスムーズな走行を阻害します。マナーを無視した違法駐車は多くの市民の迷惑となっています。

2 調布市の取組み

(1) 自転車等対策総合計画の策定

調布市では，放置自転車等の課題を解決するため，平成 18 年 3 月に自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律⁽¹⁾に基づき，調布市自転車等対策総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

総合計画においては，4 つの重要課題を設定し，4 つの基本方針を定めています。

⁽¹⁾ 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」

（自転車等の駐車対策の総合的推進）

第五条第一項 地方公共団体又は道路管理者は，通勤，通学，買物等のための自転車等の利用の増大に伴い，自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては，一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

（総合計画）

第七条第一項 市町村は，第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため，自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて，自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができる。

【重要課題】

自転車等駐車施設の確保

自転車等駐車施設の不足が放置自転車等発生のかな原因と考えられることから、自転車等駐車施設の新設に取り組むことが必要です。

また、既存の自転車等駐車施設は、民地などを借用した駐車施設や平面式のものが多く、長期的な維持・確保という観点から不安定な状況と言えることから、既存の自転車等駐車施設を恒久的に維持・確保していく対策に取り組むことが必要です。

自転車等駐車施設設置に対する関係者の協力

市内各駅周辺の自転車等駐車施設は、調布市が中心となって設置し、運営・管理していますが、今後は、鉄道事業者や自転車等駐車需要を大量に発生させる大規模施設設置者等が自転車等駐車施設設置への取り組みに対し、これまで以上に協力していくことが求められます。

また、市の財政事情が厳しさを増していく中、これからは民間駐車施設事業者による民営自転車等駐車施設の設置拡大を推進していくことが必要です。

自転車等駐車施設の運営・管理の見直し

自転車等駐車施設利用者が受益者として、必要な使用料を負担してサービスを楽しむことが適当、公平であり、その事が民営の自転車等駐車施設事業が成立する事業環境の要となる条件であることから、より一層自転車等駐車施設の有料化を促進していく必要があります。

また、公共交通などとの役割分担の適正化、自転車等駐車施設利用の適正化の観点から、自転車の秩序ある適正な利用に向けた取り組みが必要です。

既存の自転車等対策の再点検

調布市では、条例などに基づき、総合的な自転車等対策を実施していますが、まだまだ改善すべき箇所があります。

これまで実施してきた自転車等対策の制度・仕組み、諸活動などについて、改善・見直しの余地がないか総合的な再点検を行い、より効率的で効果的な自転車等対策に再構築していくことが必要です。

【基本方針】

恒久的な自転車等駐車施設の設置推進

関係者と協働して、今後新たに設置が必要となる自転車等駐車施設、約 7,900 台収容の恒久的な自転車等駐車施設の新設を推進していきます。

加えて、既存の自転車等駐車施設を恒久的に維持・確保するための対策を推進していきます。

関係者による自転車等駐車施設の設置推進

大量の自転車等駐車需要に対しては、関係者が駐車施設を自ら設置したり、あるいは駐車施設の設置への取り組みに対し、積極的な協力を行っていくことを原則とします。

これらの駐車施設でカバーしきれない駐車需要などに対しては、民間駐車施設事業者による民営の自転車等駐車施設で対応していく視点を導入していきます。調布市をはじめとした行政は、自転車等駐車施設事業が成立する事業環境を整えるとともに、民間駐車施設事業者などの自転車等駐車施設設置に対する支援などに取り組んでいきます。

自転車等駐車施設の運営・管理の適正化推進

自転車等駐車施設利用については受益者負担の考え方を基本に、今後より一層自転車等駐車施設の有料化を促進していきます。

また、公共交通などとの適正な役割関係を実現するとともに、自転車等駐車施設の適正な利用を推進していきます。

既存の自転車等対策の改善・再構築

調布市がこれまで取り組んできた既存の自転車等対策に関する制度・仕組み、諸活動などについて、改善・見直しの余地がないか総合的に再点検を行い、より効率的で効果的な自転車等対策に再構築していきます。

(2) 自転車等対策実施計画の策定

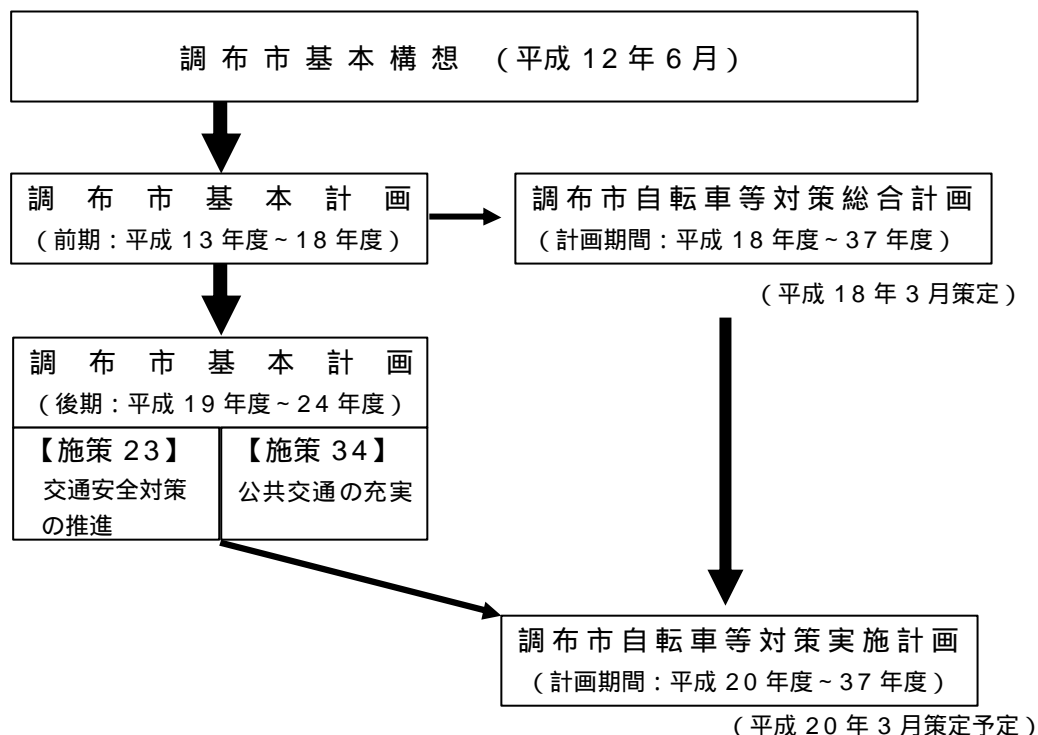
さらに、自転車等対策を推進するため、調布市自転車等対策実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、総合的な対策を実施することにより、課題の解決を図っていきます。

この計画は、平成 18 年 3 月に策定した総合計画において示された、総合的な自転車対策等のあり方、実施すべき対策の基本的な方針に対して、各対策の具体化、実現化に向けて重点的に取り組む対策を絞り込み、事業化を図るための計画を明らかにするものです。

3 実施計画の位置付け等

(1)基本計画(後期)における位置付け

自転車等対策については、平成19年度から平成24年度までの6か年を計画期間とする基本計画(後期)において、施策23「交通安全対策の推進」及び施策34「公共交通の充実」として位置付けられています。



(2)計画期間

実施計画の計画期間は、総合計画との整合を図り、平成20年度から平成37年度までの18年間とします。

(3)計画の対象区域

実施計画の対象区域は市内全域とします。

(4)計画の対象者

対象者は受益者とします。

(5)計画の基本的な考え方

【受益者負担の原則】

税金を投入し、設置している市営自転車等駐車施設の利益を受けているのは利用者です。

また、買い物や、通勤・通学目的で市営自転車等駐車施設を利用した場合、店舗や鉄道会社・バス会社も利益を受けているといえます。

このことから、自転車等駐車施設の設置、運営・管理等は、利益を受ける者全員が協働して対応することを基本的な考え方とします。

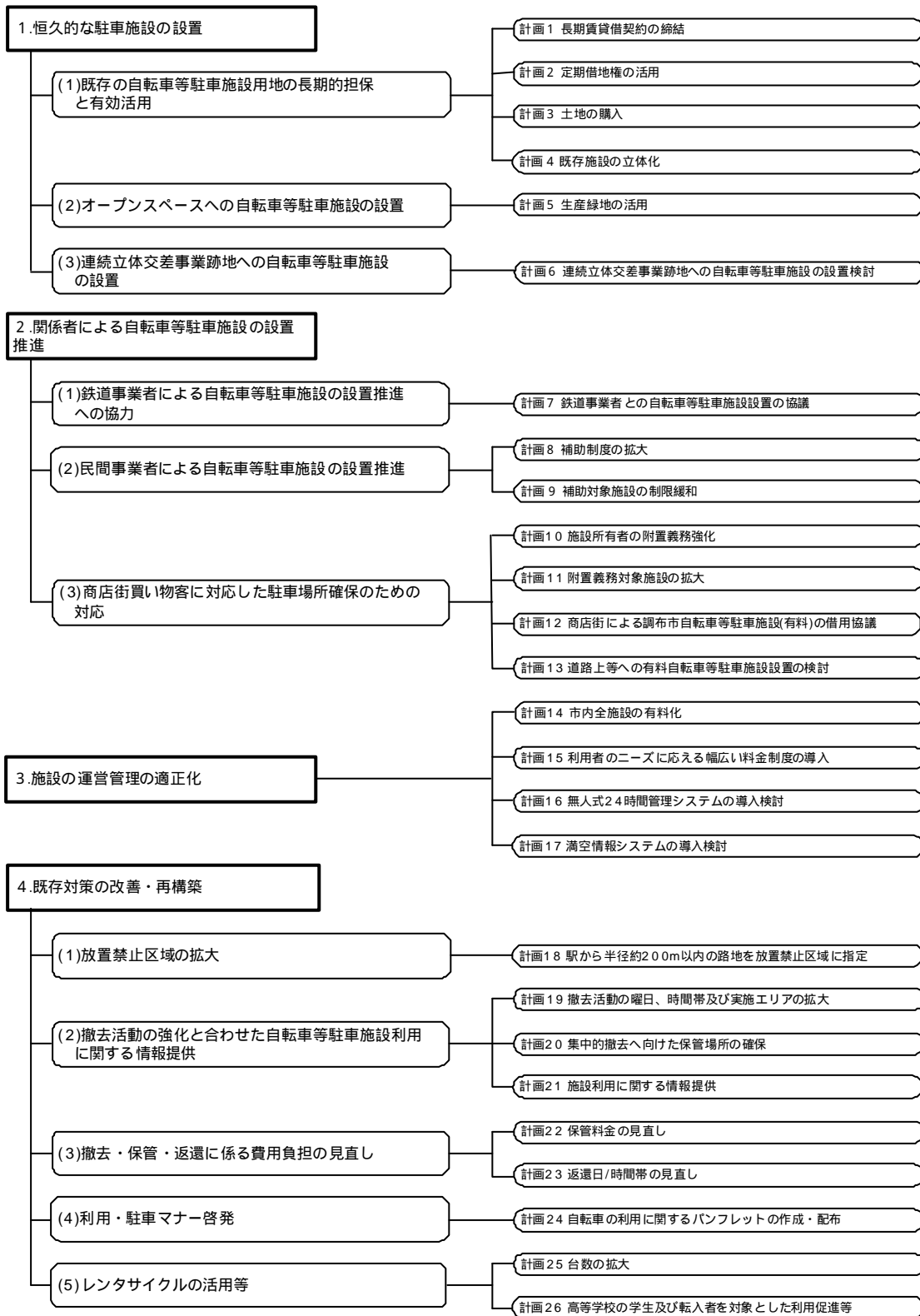
市としても、自転車対策には積極的に取り組んでまいります。

(6)4つの施策と課題解決に向けた26の計画

総合計画における4つの施策（基本方針）を踏まえて、課題解決に向けた26の計画から構成します。

【4つの施策】

【26の計画】



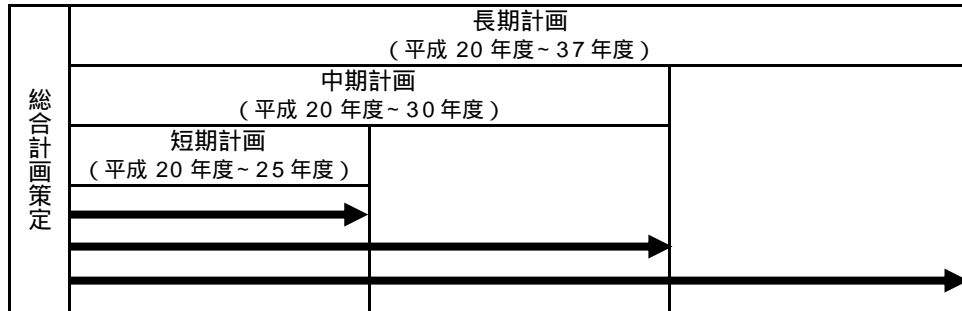
(7) 計画の事業化スケジュール

26 の計画は、早期に着手しなければならない課題を解決するための計画期間である短期計画（平成 20 年度～25 年度）、中期的な課題解決のための計画期間である中期計画（平成 20 年度～30 年度）、そして長期的な課題解決のための計画期間である長期計画（平成 20 年度～37 年度）として、それぞれ位置付けます。

短期計画（平成 20 年度～25 年度まで）

中期計画（平成 20 年度～30 年度まで）

長期計画（平成 20 年度～37 年度まで）



4つの施策	26の計画	長期計画 (平成20～37年度)											
		中期計画 (平成20～30年度)						短期計画 (平成20～25年度)					
		1		2		3		4		5		6	
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
1. 恒久的な駐車施設の設置	(1) 既存の自転車等駐車施設用地の長期的担保と有効活用	計画1 長期賃貸借契約の締結	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画2 定期借地権の活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画3 土地の購入	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画4 既存施設の立体化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(2) オープンスペースへの自転車等駐車施設の設置	計画5 生産緑地の活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2. 関係者による自転車等駐車施設の設置推進	(1) 鉄道事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力	計画7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画8 補助制度の拡大	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画9 補助対象施設の制限緩和	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(2) 民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進	計画10 施設所有者の附置義務強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画11 附置義務対象施設の拡大	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画12 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(3) 商店街買い物客に対応した駐車場確保のための対応	計画13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	計画14 市内全施設の有料化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
3. 施設の運営管理の適正化	計画15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	計画16 無人式24時間管理システムの導入検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	計画17 満空情報システムの導入検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
4. 既存対策の改善・再構築	(1) 放置禁止区域の拡大	計画18 駅から半径約200m以内の路地を放置禁止区域に指定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画19 撤去活動の曜日、時間帯及び実施エリアの拡大	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(2) 撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供	計画20 集中的撤去へ向けた保管場所の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画21 施設利用に関する情報提供	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(3) 撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し	計画22 保管料金の見直し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		計画23 返還日/時間帯の見直し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(4) 利用・駐車マナー啓発	計画24 自転車の利用に関するパンフレットの作成・配布	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
(5) レンタサイクルの活用等	計画25 台数の拡大	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	計画26 高等学校の学生及び転入者を対象とした利用促進等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

(8)早急な対応を要する課題に対しての一体的な取組み

【一体的な取組み】

短期計画の中で、周知期間や関連する条例改正等に要する期間を設け、平成 21 年度から早急に対応を要する違法駐車対策関連の緊急的な 5 つの課題があります。

自転車等駐車施設の整備による駐車環境の向上 計画 6・7・8・9・10・11・12

自転車等駐車施設の整備及び駐車スペースの確保を行い、自転車等駐車施設の駐車環境の向上に取り組みます。

有料化による適正な利用 計画 14・15

自転車等駐車施設の有料化を図り、適正な自転車等駐車施設の利用に取り組みます。

このことにより、自転車等の利用抑制及び運営環境の改善も含めた違法駐車対策費用の軽減を図ります。

違法駐車対策の強化 計画 18・19・21・22・23

違法駐車対策の強化に取り組むことにより、放置自転車を一掃し、交通環境の改善を図ります。

保管場所の確保 計画 20

撤去した自転車等の保管場所確保に取り組み、違法駐車対策の改善を図ります。

マナーアップキャンペーン 計画 24

マナーアップキャンペーンに取り組み、違法駐車撲滅に向け、自転車利用者の意識改善を図ります。また、駐車施設等の PR を行い、整備された自転車等駐車施設に自転車等利用者が駐車するようになります。

なお、上記に示した課題は全て密接な関係にあり、同時に対策を講じることにより最大の効果を得ることができます。

